

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集 中嶋 博
 責任者
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1988年3月25日発行
 第20巻 第3号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.20 No.3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

Scandinavia Todayの行事に参加して

Joined in the Events of Scandinavia Today

顧問 小野 寺 百合子
 Adviser, Mrs. Yuriko Onodera

Scandinavia Todayは、昨秋、北欧五ヶ国が共同して日本で催した大がかりのイベントであった。私は数あるイベントのうちのたった3つにしかなることができなかった。

(1) スウェーデンのキング・カール16世グスタフ陛下がオープニングのテープを切られたのは、世田谷美術館における「スウェーデン・テキスタイル・アート展」であった。北欧ではもともと織物は農民の主婦が自家用に織って代々伝えてきたものであるが、19世紀後半になって、織物の伝統を保存しさらに近代芸術に発展させようという運動が起った。「スウェーデン手工芸友の会」(ハンドアルベテッツ・ヴェンネル)は、スウェーデンの指導的な画家や版画家や彫刻家の作品を下絵にして、伝統的の織物技法を駆使して、新しい織物芸術を生み出した。今回展示されたのは25人の作家による49点の大壁掛であった。古典的色調から超モダンな図柄まで一つ一つの作品の前に釘付けされるほどの見事さであった。壁掛はヨーロッパでは王朝芸術として栄えたもので、宮殿とか王城とかの壁画を豪華に飾るものとばかり思っていたので、この斬新な魅力には驚かされた。

(2) 「北欧のくらしと手工芸展」は、山梨幹子氏の骨折りによる展覧会で、北欧人の生活に蜜着した伝統工芸の現代版であった。織物あり、編物あり、刺繍ありで、寒くて暗い冬の長い北欧の主婦たちが手をかけ時間をかけて丹念に作り出す作品なので、「自分もやってみようかしら」と感じる

ような親しみと温かみを持つている。会場には織機も据えつけ織物の実演もあった。オープニングはフィンランドの文化大臣によって行われた。北欧と一口にいつでもそれぞれの国がそれぞれの色調を持つていることが興味深かった。

(3) 「北欧子供の絵本展」の会場は東京都立中央図書館で、ノルウエーの教育大臣がオープニングのテープカットをされた。この展覧会のためには日本児童図書評議会(JBBY)が努力した。展示品の中に目立つたのはH,S、アンデルセンの絵本の初版本であった。北欧5ヶ国から集められた各国の絵本が処せましと並べられてあったが、中でわれわれになじみ深いのは、日本語に訳されているスウェーデンのアストリッド・リンドクレン、フィンランドのトーベ・ヤンソン、ノルウエーのスヴェン・オトー等の絵本であって、訳本もいくらかは展示されていた。

目次

Scandinavia Todayの行事に参加して……	
……小野百合子……	1
(特別寄稿) スカンジナビア・トゥデーと 音楽の諸行事……大東省三……	2
「第12条ホーム」について (社会の不幸な少年)より抄訳(下)……	
……坂田 仁 ……	3
SIPニュース ……	6

スカンジナビア・トゥデーと音楽の諸行事

Scandinavia Today and the Events of Music

北欧音楽研究家

大 東 省 三

Mr. Shozo Ōtsuka

1987年は実に画期的な年だった。春まだ浅き2月にネーメ・ヤルヴィ指揮スウェーデン国立エーテボリ交響楽団、3月にはエサ＝ペッカ・サロネン指揮スウェーデン放送交響楽団と、スウェーデンを代表する2つのオーケストラが相次いで来日して素晴らしい演奏を聴かせてくれたのははじめ、スウェーデンのギタリスト、エーラン・セルシェル公演(10月)など、数多くの機会に北欧の音楽が取り上げられ、北欧の演奏家たちに接することができた。この北欧音楽年とでもいうべき年のクライマックスは、なんとといってもスカンジナビア・トゥデーの一連の催しで、北欧の文化・芸術を総合的に紹介するこの一大イベントの中において、音楽も2つの5ヶ国総合プロジェクトや個別のプロジェクトを通して積極的に紹介された。

まず、11月1日に“ノルディックフェスティバルNHK交響楽団特別演奏会”が、カール16世グスタフ国王陛下をはじめとする貴賓のご臨席の下に開催された。ユッカ＝ペッカ・サラステの指揮、スタファン・シェーヤのピアノ独奏で行われたこの演奏会では北欧5ヶ国の管弦楽作品が紹介され、スウェーデンからはアンコールとしてヒューゴ・アルヴェンの「スウェーデン狂詩曲第一番“夏の徹夜祭”」が取り上げられた。この演奏会の模様はFMとTVでも放送されたが、北欧の薫りあふれる素晴らしい演奏会だった。そして、翌11月2日から5日にかけて“スカンジナビア・ミュージック・トゥデー”が開催された。北欧の優れた現代音楽作品を北欧第一線の演奏家の演奏で紹介するこの催しに、スウェーデンの作品としてミクロス・マロース「クラスター・フォー・クラスター」、スヴェン・ダヴィド・サンドストロム「ドラマス」「クロス・トゥ」、トルビョルン・イヴァン・ルンドクヴィスト「インテグレーション」、

アンデシュ・エリアソン「ノットゥルノ」及びヤーン・W・モルテンソン「アンコーラ」が取り上げられ、モルテンソンはこの催しに招かれて来日した。演奏家としては1日の独奏者としても登場したスタファン・シェーヤと打楽器アンサンブルのクロウマータが参加した。他の国の作品・演奏家を含めひとつとしてつまらぬものではなく、この四夜にわたる催しは私にとって実に素晴らしい経験だった。なお、2日の演奏会にはカール16世グスタフ陛下がご臨席になった。

この他、B.Jリンドとスタファン・シェーヤのデュオ“ヨーロッパ”、クロウマータとポストモダンダンスの競演、フィンランドの“森と湖のハーモニー”のシリーズなど興味深い催しが数多く開かれたが、私の指揮する北欧合唱団の演奏会がプロジェクトのひとつに加えて頂けたのは大変光栄なことだった。私達の演奏会では、北欧5ヶ国の合唱作品を演奏したが、スウェーデンからはヴィルヘルム・ステンハンマル「スヴェーリエ」、ヒューゴ・アルヴェン「ふたりだけの牧場に」及びホーカン・スンド編曲の民俗宗教歌3曲を取り上げ、アンコールとして民謡“Jag vet en dejlig rosa”を歌った。また、この時期、スカンジナビア・トゥデー以外の演奏会や放送でも盛んに北欧音楽が取り上げられ、活況を呈していたのは実に嬉しいことであるし、今年に入ってから1月から2月にかけてヘルシンキ・フィルハーモニー管弦楽団、ヤン・ガルバレク・カルテット、5月にストックホルム・バッハ合唱団、11月から12月にはオスロ・フィルハーモニー管弦楽団、等々の来日、また、国内の演奏家たちによる北欧音楽の演奏も盛んで、喜ばしい限りである。

「第12条ホーム」について

‘社会の不幸な少年’より抄訳 (下)

常磐大学 坂田 仁

指導と教育

保護業務が機能するためには指導が必要である。これは、職員が技術的に又は实际的に処遇目的を達成する最善の方法を適用するのを学ぶことを意味する。それは、また、生徒が自らの改善のために必要とする支持と援助とを獲得する方向で保護資源が用いられることをも意味する。多数の「12条ホーム」では、指導の機能が欠けており、他の「12条ホーム」では、それが押さえられているか、十分機能していないのである。

指導と個人的なグループへの話しかけとを混同しないことが重要である。グループへの話しかけは、処遇業務への共同参加を実現するための「元気づけ」(pep talk)とほぼ同じである。

処遇業務に役立つ職員の教育的背景は非常に様々である。しかし、共通の知識が提供されなければならない。一般的基礎教育の上に共通の高次の教育がなければならない。こうした教育は、例えば西海岸の学校(västskustskolorna)に存在する。この教育の契機は「12条ホーム」に勤務するものにとっては義務的ではなくてはならない。

継続性と十分な内容とを作り出すためには、教育は、国家のレベルで監督機関によって運営されなければならない。考えられる教育の代替策は、現代の社会教育学的教育を「12条ホーム」の職員に対して義務的とすることである。

保護期間及び学校教育

「12条ホーム」での保護期間を短縮する傾向が存在する。私は、約1年の期間も短すぎると思っている。1984年の平均的保護期間は、LVUによって保護されている生徒の場合8か月強であった。多くのホームが生徒を1年から2年の間収容しておきたいと考えていながら、これは実行されていない。その原因の一つは、「12条ホーム」のためのコムーンの保護経費が生徒一人あたり一日700-1000クローナであることである。これは、この費用の半分で得られる保護形式と比較され

る。短い保護期間には、また、人道的理由が引き合いに出される。生徒は、「12条ホーム」の外で自ら改善をはかる機会を与えられなければならないと。

私は、「12条ホーム」には長い保護期間が必要だと考えている。これは、生徒がその全期間を施設内におらねばならぬということではない。保護期間は、動機付け期間、ホーム滞在期間及び自分の室をもつ外泊期間を含んでいる。重要なのは、ホームが処遇責任を持ち、生徒がそこに帰属していることである。

長期保護期間支持の四理由

(1)この少年達は、その行動の対象となった者をいらだたせている。犯罪の反復が、警察等の反動を受けないと、社会的によい空気が生まれない。

(2)社会の中でみずから改善される生徒の可能性を増すために、確実な職業教育と成就された教育の証書とを他の誰にもまして彼等は必要としている。それを生徒は1年間では取得できない。

(3)生徒達は、彼等の成長した精神的に貧弱な環境の補償を得ることのできる存在の確実な点を必要としている。「12条ホーム」は、そのような補償を与える可能性をもっている。

(4)生徒達は、行動を改善するのに時間を必要としている。これは、社会的に成熟し、他の人々と情緒的に結合し、正常な関係を保たせることに妥当する。勿論、長期の保護期間が不適當な例外は存在する。しかし、社会サービス法とLVUの適用にあたっては我々は、危険な状況にある少年に対する責任が特別な年齢で終了するのではなく、彼等が仕事、勉学、住居をきちんと処理し、正常な生活への可能性をあたえられた時に初めて終了するというのが原則であるといつてよいであろう。

逃走

逃走は、「12条ホーム」では何等問題ではない

と考えられる。逃走は今では非常に減少しており、10年前に比べてほぼ10分の1になっている。

数の減少にも拘わらず、私は、逃走そのものは重大な問題だとみている。それは、乱用と犯罪とを加速するものであるからである。特に女子が危険である。彼女等は、生活をたて、乱用の資金を得るために売春をするからである。彼女等は長期間隠れてもいる。

私が求めるものは、逃走した生徒の捜索に大きい努力を払うことである。それには、「12条ホーム」と社会サービスと警察との間の良い協力関係が必要である。追及さるべきは、誰かが普通の家庭から消え去った時に示されるインテンシティである。

保護計画

保護資源の計画が導入されたとき運営主体は州の境界をこえて、自州では欠如している資源を求めるべきだと考えられていた。現在の計画では、ランズティングは、自州の施設保護の必要に注意をむけている。これは、明らかに、「12条ホーム」をもっていない八つの州にとっては損失を意味する。私は、本来の考えかたに戻り、すべての地域のための計画を始めることを期待する。

以前は、「学校外保護 (vård utom skolan)」が処遇自体の中に含まれていた。その当時「12条ホーム」はアフターケア中の生徒にも責任をもって、生徒は少年福祉学校から退院していなかった。この「学校外保護」はアフターケア協定で代替された。しかし、一つのホームしかそのような協定を原則として確立していない。その他の施設では、アフターケアは社会福祉委員会が行っているが、それは余り良く機能していない。

「12条ホーム」の保護へ少年を動機づけることは重要なことであるが、収容の前の、このための計画的で熟慮された試みは、全くみられない。それは、措置決定が拘置処分又は警察補導の直後になされることが多いせいだと言われている。しかし、少年はそれ以前から社会福祉委員会に知られていることが多いから、このことが計画的な動機付け期間の方向づけの妨げになることはないであろう。

運営主体のどこも、その計画の中で、「12条ホー

ム」、動機付け期間、施設処遇及び退院の保護連鎖を発展させていない。私は、「12条ホーム」が有用な保護連鎖の中にはいり、その責任が運営主体に属することは、重要な組織的改革だと考えている。

「12条ホーム」は最後の砦ということができ、その対象群を選択する可能性は少ない。生徒の強制的な混在は、施設での処遇の実施を困難にしている。運営主体の交替があつて後、広範な様々な問題を抱えた生徒の更に大きな混在が生じている。最も処遇困難な者が処遇の面で見捨てられる危険が存在する。この問題は、運営主体の保護計画の中でそう広い範囲では注目されていない。

生徒の問題の大きな部分は、心理的に条件づけられている。内向的な、またはアクティングアウト的な反応が支配的である。これにも拘わらず、この欠陥を何等かの程度で正そうとしている運営主体は少ない。「危険グループの少年」は精神的な児童・少年保護の将来の計画の中にも見出されない。医療保護と社会サービスとが、これらの少年に対する責任を分担すべきで、私は、社会サービスの施設がこの責任を引き受けることを提唱する。

新生児の場合を除いて、エイズやHTLV-Ⅲの事例は、まだ20歳未満の者のもとでは発見されていない。しかし、若年の者もいずれ病気に侵されると思う。その場合「12条ホーム」の生徒が危険グループである。

保護計画はこの問題をまだ取り上げていない。運営主体が1987-1990年の計画に、これらの態度決定を押しやることは考えられることである。私は、継続中の定員削減がエイズ問題に対して重点をおいていないこと、及び、このことがウィルスの保有者になり、あるいはエイズにかかった少年を措置決定する社会の準備を減じていると信じている。

施設中の施設

今日の傾向は、「12条ホーム」の定員を削減することである。これは、分画全体が合理化されるために、分類を更に困難にすることになる。

研究と経験は、少年と処遇手段とが分化する必要のあることを示している。それ故、個々の生徒

のニーズに応じた保護と処遇とを与えるために、多数の代替性のある分画が一つの「12条ホーム」に必要である。

問題の性質に応じて生徒を選択することは、それ自体何の困難ももたらさない。それに反して、保護の計画を分化をさせることは非常に困難である。私はそれ故に、保護の計画の分化が大きい範囲でなされているとは考えていない。問題は、非常に複雑であり、心理学的、精神医学的、教育的、社会的、社会学的、生理的、医学的な要因の理解しがたい組み合わせである。問題は、法的、倫理的な性格ももっている。

国の保護資源の計画の実行にあたり、私は、運営主体がこの方向で活動しているとはみることができない。そして、その主たる野心が開放処遇にあるので私は、どれか一・二の「12条ホーム」が研究、試行施設としての位置を得るものと理解したい。

(1)「対角線的処遇方法」を開発するために、「12条ホーム」の一つは、中央、例えば社会庁の運営に戻す。その「12条ホーム」は、中央の機関の近くに設置し、医学的、心理学的、社会学的など、様々な学問の処遇研究と結合させるべきである。

(2)デンマークのドッラヨールの訓練学校は、いわゆる「結果教育 (kosekvens-pedagogiken)」による業務を10年にわたって行っている。これは、意識的な社会的しつけ、教育、及びその他の環境的影響を目的としている。訓練学校では、処遇の中に、生産的で、訓練学校の世話の下で、影響力と責任とをもって作業班に参加する可能性をとりいれている。この活動からは良い経験を得ており、現在フアガレドの「12条ホーム」は結果教育をス

ウェーデンに移入することを計画している。この方法の開発は、全面的に支持する価値がある。

社会サービス領域の施設の処遇資源を評価するためには、現在のところ何の研究も存在しない。現在存在する処遇研究と評価研究とは一つの機関に統合され、この提案された「12条ホーム」の作業に結合され、その他の施設の助けとするべきである。この機関は、また経験の基盤として機能すべきである。すでに見たように、資源は存在する。それら資源は統合される必要があり、その費用は、予算の枠外のものとなろう。

そうした総合的な研究がなければ、我々は、実施されている処遇方法に従った仮定の中で多くの者が同じ誤りを犯すような、保護業務における試行錯誤を続けることになるだろう。

研究方法のどれもが証明を要しないものとはなり得ない。しかし、私が最も当然とみる主要方向は、評価と結合した生徒中心の行動研究である。この研究は、この研究学科のフィールド・スタディーの伝統的な原理、結果のフィードバック、新たな研究等によって実行される。これに、処遇結果の評価を行うための量的測定が結合され得る。重要なことは、研究が自足的なものとならず目的に従属することである。この目的とは、これらの少年のグループが「尊敬される生活」をする可能性である。(終)

(訂正) 前号掲載の本稿(上)の5ページ上より左2行目の規制は規則に、同ページ右2行目の前提要件は、前提要件に訂正いたします。

スウェーデンボリー生誕300年記念研究会開催さる

本年が、霊的巨人として世界的に著名なスウェーデンボリー師の生誕300にあたるのを記念し、師の偉業を偲び、汎スウェーデンボリー研究会準備会が主催して、評論家松岡正剛氏および高橋和夫文化女子大学助教授の講話を中心に研究会が、去る2月27日に、日本出版クラブにて開催された。

効率アップのために再編制される州行政委員会

自治省からの委員会報告によると、スウェーデンの州行政委員会（レーンスティーレルセ）は効率アップのために統合されるべきだということで、同措置が実施されたあかつきには金額で3,000万クローナ（6億6,000万円）、職にして100の行政上の節約が達成されるだろうと見込まれている。また、効率アップと資源のより合理的利用も、さらに同程度の節約をもたらすであろうという。スウェーデンの最北の州ノルボッテンでの試験的な再編制プロジェクトの結果、此の度の結論が導き出された。

24の州の行政委員会は州議会（ランドスティング）や地方自治体と異なり、課税、治安、パスポート、サービスのプランニング、自然保護といった事柄に責任を持つ州の公共的機関である。また、州の行政控訴裁判所も存在する。

提案された改正案は、1989年7月1日付で実効となる見込みであり、州の教育委員会、住宅委員会、農業委員会、川漁委員会を既存の「レーンスティーレルセ」を合併した拡張された公共機関を含意する。また、同機関は州内の道路事業の責任を引き継ぐと共に、中央統計局と共同で統計的機能の発展に携わることとなる。労働市場の地域的的局面への介入増もまた、提案されている。

同機関は義務的機能と当局によってその任にふさわしいとして任命された諮問団体並びに専門家委員会の結合に基づくことが提案されている。州知事は引き続き指導的地位に留まるものの、必要な際は彼の代理をつとめる州長官によって補佐されるべきであるという。

なお、改正は中央官庁と地域の公共機関との間の連携を変えるようなことなく行なわれる見込みで、中央の指令は、できる限り多くの地域の自主性を内部組織に残しつつ、全国的調整を確保し続けることとなる。

シンポジウムで討議された移民の子供達の第二言語としてのスウェーデン語

ストックホルム大学二言語常用（Bilingualism）学部の講師であるケネット・ヒュルテンスタム博士（Dr, Kenneth Hylténstam）の最近の研究によると、第二言語としてスウェーデン語を用いている移民の子供達は、それを母国語とするクラスメートと同じ程度に話したり、理解したりすることは学べるが、フォーマルに書かれた言語や文法に関しては、比較的多数の問題を抱えているようだという。同博士の発見は、ストックホルム大学で最近催された第二言語としてのスウェーデン語に関するシンポジウムで発表されたもので、同シンポジウムには国中から600人以上の教師や研究者が参加した。

ヒュルテンスタム博士は彼の研究に17～18歳のグループの中の24人のAレベルの学生を選抜した：そのうちの半数の母国語はフィンランド語で、残りの半数の母国語はスペイン語であった。彼らは母国語としてスウェーデン語を用いる学生グループと比較された。なお、これらの学生は同じ教育水準に達していた。

一般的通念とは逆に、話し言葉と理解に関する限り、二つのグループ間に明確な差異は存在しなかった。しかしながらフォーマルな書き言葉の使用については、バラツキが見られた。例えば、フィンランド語を話す学生は、スウェーデン語が母国語の学生の2倍の語彙的、文法的、つづりのまちがいをおかした。また、スペイン語を話すグループの場合は、これが3倍にも達していた。ヒュルテンスタム博士はまた、不思議な文化的違いを指摘している。すなわち、スウェーデンとフィンランドの学生は等しく常套的で予測のつく文章を書くが、スペイン語を話すグループの場合は、その書き方がより多彩でイメージに富んでいることが判った。

同シンポジウムは、それ自体で学校での教授は、バイリンガルの学生の個別の問題にもっと敏感に対応すべきだという事実の認識が増していることを表示している。なお、来年度から第二言語としてのスウェーデン語が独立した科目になるため教師のトレーニングコースの再組織化が行なわれた。